

供給条件にかかる文書兼
契約締結前交付書面（特別高圧・高圧）

2024年4月1日 実行

株式会社新出光

供給条件にかかる文書兼契約締結前交付書面

本書面では、当社がお客さまに電気を販売する際の条件を説明いたします。詳しくは当社各種約款（特別高圧・高圧のお客さま用の当社のホームページ）をご確認願います。

1 小売電気事業者の名称および登録番号

株式会社 新出光（A0031）

上記小売電気事業者とお客さまとの電気需給契約に際し、代理店（媒介者）を介することがあります。

2 小売供給契約の申込方法

当社所定の書面(電力供給申込書)によって申込みをしていただきます。

3 小売供給開始の予定年月日

供給開始の予定年月日は、当社が別に交付する「電力供給申込書」に記載いたします。

4 小売供給に係る料金および使用電力量の算定方法

使用電力量および最大需要電力の計量は、計量日において、一般送配電事業者が設置する計量器および30分最大需要電力計を用いた一般送配電事業者の測定に基づきます。また、料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間になります。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の計量期間は、供給開始日からその直後の計量日の前日までの期間、または直前の計量日から需給契約消滅日の前日までの期間といたします。

(1) 市場連動型以外のプラン

料金は、基本料金、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、料金形態を固定料金で契約をしている場合を除き、電力量料金は燃料費等調整額を加えたものといたします。各単価については電力売買契約書の定めるところによります。

(2) 市場連動型プラン

料金は、基本料金、電力量料金、スポット購入料金、需給管理コスト、離島ユニバーサルサービス調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。各単価については電力売買契約書の定めるところによります。

5 料金支払いの方法および延滞利息

(1) 原則として、口座振替または口座振込とします。

(2) 料金の支払期日は、原則として支払義務発生日の翌日の属する月の末日といたします。お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える場合は、支払義務発生日の翌日の属する月の末日までの至近の料金収納代行会社の指定する日とします。

(3) お客さまが支払期日を経過して料金をなお支払われない場合、支払期日の翌日から支払日までの期間の日数に応じて年利10%の延滞利息を申し受けます。

6 契約期間の定めおよび契約の更新

契約期間は、電力売買契約書に記載の期間とし、契約期間満了の1ヶ月前までにお客さま、当社いずれかからの書面による通知がない限り、契約期間は1年ごとに同一条件で更新されるものとし、以降も同様とします。契約が更新された場合、今契約開始日も1年後の日付に自動更新されるものとします。

7 小売供給契約の変更や解約の期間制限

(1) 契約の解約を希望される場合は、解約希望日の1ヶ月前までに通知していただきます。

(2)契約変更および解約については、当社担当営業または電力事業課 高圧担当にご連絡下さい。

8 契約変更・解約

(1)お客様の都合による小売供給契約の解約に伴う費用

- ・契約締結後または契約変更後1年未満の契約解約

お客様が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止、または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、原則、需給契約の変更または消滅の日に、託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から当社に請求された料金、工事費の精算額をお客さまから申し受けます。

- ・解約の際の違約金について

イ 市場連動型電力以外の契約の場合

お客様が希望される本契約解除日が、本契約開始日または本契約電力増加日（協議による）から1年未満の場合は、解約違約金として解約月の基本料金に契約の残存期間の月数を乗じたものを申し受けます。ただし、事業所の移転、非常変災等の理由による場合はこの限りではありません。

ロ 市場連動型電力の契約の場合

解約の際の違約金はかかるないものとします。

(2)当社からの申し出による解約

- ・お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は需給契約を解約する場合があります。

- 1) お客様に支払い条件不履行があった場合
- 2) 需給契約の料金または他の需給契約の料金を、支払期日をさらに 14 日経過してなお支払わない場合
- 3) 料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他電気供給約款から生ずる金銭債務をいいます）を支払われない場合
- 4) 電力供給約款に記載されていることに違反した場合
- 5) 官庁より、営業の免許、許認可、登録等の取消処分を受けたとき
- 6) 仮差押、差押、仮処分、強制執行または担保権の実行としての競売の申立てがあったとき
- 7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、または清算もしくは私的整理に入ったとき
- 8) 公租公課を滞納して督促、保全差押、差押、参加差押、交付要求もしくは保全担保の提供命令を受けたとき、または公売公告（通知）があったとき
- 9) 解散決議、営業廃止、合併または営業の全部または重要な一部の譲渡をしたとき
- 10) 振出したもしくは引受けた手形・小切手が1回でも不渡りとなったとき、または裏書もしくは保証した手形・小切手が不渡りとなってその買戻・償還請求に応じないとき
- 11)手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- 12)支払停止、支払不能等の事由が生じたとき

9 工事に関する費用の負担

お客様が新たに当社から電気の供給を受け、または契約電力を増加しようとする場合、もしくは お客様の希望によって供給設備を新たに施設または変更する場合等により、一般送配電事業者にて工事費が発生するときには、当社は、一般送配電事業者の託送供給約款等に基づき、発生する金額を工事費負担金として申し受けます。

10 供給電圧および周波数

(1)電圧は、当社が別に交付する「電力売買契約書」に記載いたします。

(2)周波数は、提供地域の一般送配電事業者指定の周波数に準じ、50ヘルツまたは60ヘルツとします。

11 契約電力の決定方法

(1)契約電力が 500 キロワット未満の場合

契約電力は原則として、その 1 月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(2)契約電力が500キロワット以上の場合、および特別高圧で供給する場合

契約電力は、1年間を通じての最大負荷を基準として決定させていただきます。

12 電気の使用方法の制限等

協議制のお客さま(契約電力が500キロワット以上の場合)が契約電力を超えて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合において、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

13 お客様の責任

- (1)お客様は一般送配電事業者の託送供給約款に定められた需要者としての義務を遵守いただくものとします。
- (2)当社、一般送配電事業者またはこれらの指定する第三者は、次の業務を実施するため、お客様の承諾を得てお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- (3)お客様の原因等により他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客様の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとします。
- (4)お客様が発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(3)に準ずるものとします。
- (5)次の場合には、お客様からすみやかにその旨を当該一般送配電事業者に通知していただきます。
 - 1)お客様が、引込線、計量器等その需要場所内の当社もしくは一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - 2)お客様が、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (6)お客様が、一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合は、予めその内容を当社に通知していただきます。

14 その他重要事項

- (1)当社は、制度および市場環境の変化に基づき料金の改定が必要と当社が認めた場合は、料金の改定ができるものとします。当社は、改定の内容および改定期について、当社が運営するウェブサイトまたは書面により、40日前までにお客さまへ通知いたします。
お客様は、新たな料金承諾しない場合は、新料金基準適用開始日の 30 日前までに当社に対して書面にて解約を通知することにより、需給契約を解約することができます。この場合には、お客様および当社は、互いに、解約に伴う損害賠償なし損失補償の義務を負わないものといたします。
- (2)市場連動型プランにおいては、スポット購入料金が日本卸電力取引所 (JEPX) のスポット市場（翌日に発電または販売する電気を前日までに入札し、売買を成立させる）の価格に連動しており、この価格は30分ごとに決まります。そのため、市場が高騰した場合、電気料金が現状のご契約より高くなる可能性があります。

15 お問い合わせ先 特別高圧 高圧については、下記の連絡先にお願いします。

小売電気事業者： 株式会社 新出光 (A0031)

〒812-0036 福岡市博多区上呉服町1番10号

株式会社 新出光

電力事業部 電力事業課 高圧担当

TEL : 092-291-4160

受付時間 8：30～12：00

13：00～17：30 (土日祝日除く)

<https://idexdenki.idex.co.jp/kohatsu/>

MAIL : idexg00126@idex.co.jp

代理店（媒介者）

〈代理店向け〉会社名・連絡先（電話番号）を押印・
記載下さい

■別紙

(1)市場連動型以外のプラン

電気料金については、下記金額の合計になります。各単価については電力売買契約書の定めるところによります。

①基本料金

- ・電力使用時 : (契約電力) × (基本料金単価) × (1.85 - 力率/100)
- ・電力未使用時 : (契約電力) × (基本料金単価) × (0.5)

②従量料金

- ・(各区分※1の使用電力量) * (各区分の電力量料金単価)

③燃料費等調整額

- ・(使用電力量) * (燃料費等調整単価※2)

※料金形態が固定料金での契約の場合は燃料費等調整額は発生しません。

④再生可能エネルギー発電促進賦課金

- ・(使用電力量) * (再生可能エネルギー発電促進賦課金単価※3)

(2)市場連動型プラン

電気料金については、下記金額の合計になります。各単価については電力売買契約書の定めるところによります。

①基本料金

- ・電力使用時 : (契約電力) × (基本料金単価) × (1.85 - 力率/100)
- ・電力未使用時 : (契約電力) × (基本料金単価) × (0.5)

②電力量料金

- ・(使用電力量) * (電力量料金単価)

③スポット購入料金 : (使用電力量損失考慮※4) * (スポット購入単価※5)

④離島ユニバーサルサービス調整額 :

- ・(使用電力量) * (離島ユニバーサルサービス調整単価※6)

⑤需給管理コスト :

- ・(基本料金 + 電力量料金 + スポット購入料金 + 離島ユニバーサルサービス調整額) * 需給管理コスト %

⑥再生可能エネルギー発電促進賦課金 :

- ・(使用電力量) * (再生可能エネルギー発電促進賦課金単価※2)

※1：季節や時間帯などの区分

※2：燃料費等調整額は、旧一般電気事業者が定める基準に準じ、燃料費調整単価、市場価格調整額、離島ユニバーサル調整単価によって算定いたします。

※3：再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、管内の旧一般電気事業者が当該月に適用する単価と同単価とします。

※4：エリアを管轄する一般送配電の損失率を考慮した使用電力量になります。

使用電力量損失考慮 = 使用電力量 ÷ (1 - 損失率)

※5：スポット購入単価は、日本卸電力取引所(JEPX)のスポット市場の単価に基づいて算出されます。

※6：離島ユニバーサルサービス調整単価は、管内の旧一般電気事業者が当該月に適用する単価と同単価とします。